



国保に加入するときやめるとき

必ず14日以内に届け出を

国保に加入するとき

転入したとき

退職などにより職場の健康保

険をやめたとき

子どもが生まれたとき

生活保護を受けなくなつたと

き

国保をやめるとき

転出したとき

就職などにより職場の健康保

険に加入したとき

被保険者死亡のとき

生活保護を受け始めたとき

加入したとき、やめたときの
保険税

高齢受給者証の更新

今年の更新で7月末に送付す

るのは、昭和7年10月1日から

昭和12年7月1日までに生まれ

た方（老人保健法に該当する方

は除きます）です。有効期限の

過ぎた高齢受給者証は細かく切

るなど十分注意のうえ処分し

てください。

7月2日以降に満70歳になり

新たに対象となる方には、誕生

日の翌月から使用できるよう随

時発送します。

国保が行う保健事業

国保では、保健事業として被

保険者の皆さんの疾病予防、早

期発見、早期治療を行えるよう、

健康検診や各種がん検診、人間

ドックなどの助成を行っていま

す。

人間ドック及び脳ドックの検

診への助成は、名寄市立総合病

院で受診する場合は市役所国保

市が実施する各種検診、ガン

検診については受診申し込みの

際、国民健康保険の加入者であ

ることを告げていただくだけで

助成の取り扱いにさせていただきます。

ぜひ、保健センターで受け付

けを行っている各種検診などを

積極的に受け、健康維持に役立

てください。

70歳未満の方の入院時の限度額適用認定証

国保加入者で70歳未満の方が

入院したとき、自己負担分（医

療費の3割または2割）を全額

負担し、後日申請により自己負

担限度額を超えた分が高額療養

費として支給されていますが、

「限度額適用認定証」を提示す

ることにより病院窓口で支払う

納期内の納税にご協力ください

国民健康保険税は加入してい

る人の医療費の支払いをする目

的のために集められている「目

的税」です。この納めていただ

いた保険税、国や道、その他か

らの補助金で、名寄市の国保は

毎月医療機関に医療費を支払っ

ています。そのため納付書の納

期どおり納めていただくことが

大変重要ですので、ご協力をお

願いします。

納税が遅れたら

特別な事情がなく国保税の納

税が遅れ、また納税相談などの

無い場合には保険証の発行差し

止めなどの措置が行われること

となり、医療を受けたとき一度

に医療費全額のお支払いをして

納め忘れのないように

口座振替の制度をご利用によ

り、納め忘れは防げます。申し

込みは市内の金融機関または市

役所税務課納税係の窓口へ。

（印鑑、通帳と届け出の印鑑、

納付書を持参ください）

納付額を分けることは？

納付額を分けることは？

納付額を分けることは？

納付額を分けることは？

納付額を分けることは？

納付額を分けることは？

納付額を分けることは？